

健康寿命の延伸につながる 食育の推進



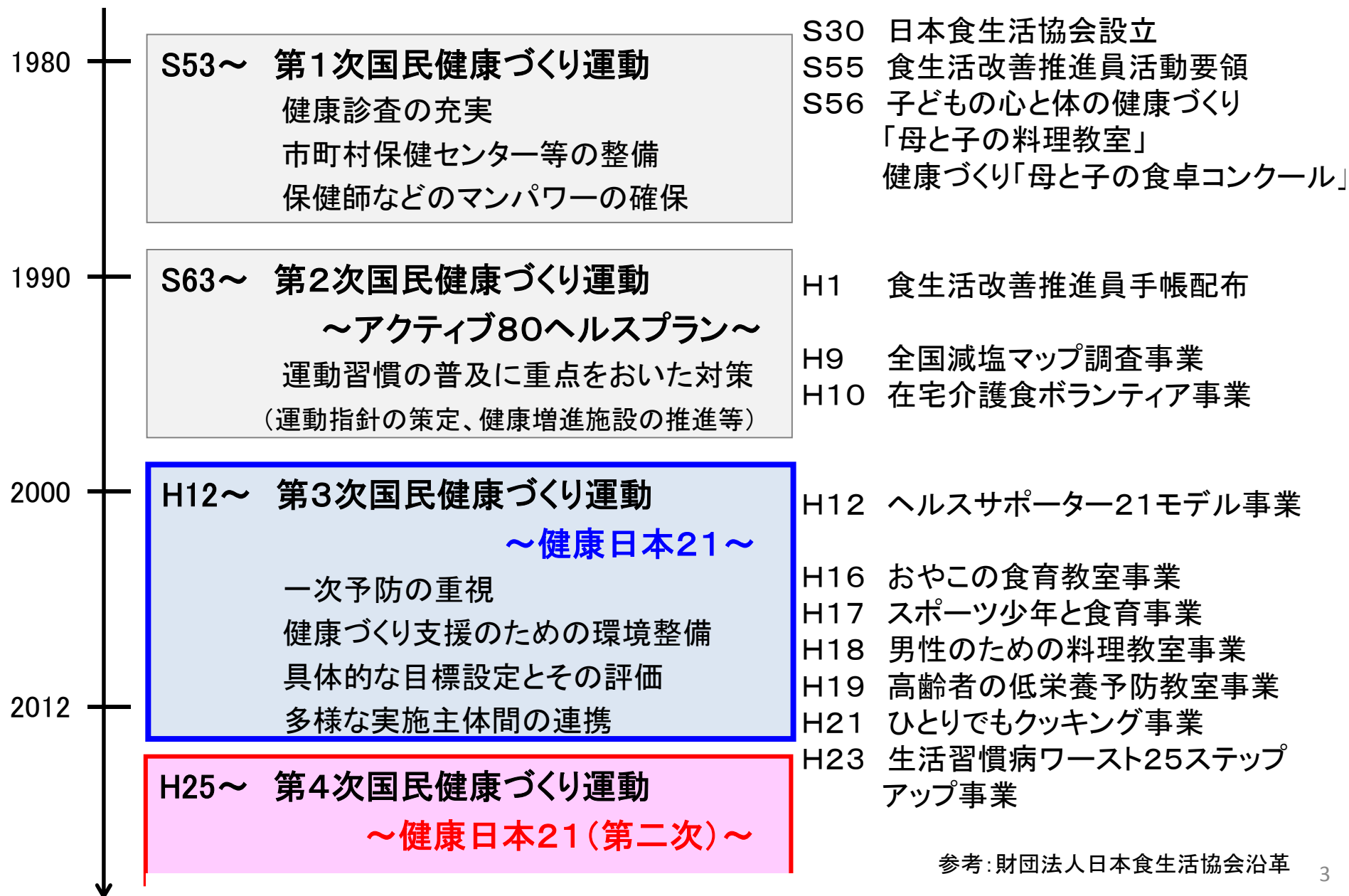
厚生労働省健康局 健康課
栄養指導室長補佐 芳賀めぐみ

- 健康日本21（第二次）と食育の推進
- 今後5年間で取り組むべき重点課題
- 多様な取組による食育の推進



健康寿命の延伸

健康づくり対策の流れ



健康日本21(第二次)の概要

- 平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動を推進するため、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成15年厚生労働大臣告示)を改正するもの。
- 第一次健康日本21(平成12年度～平成24年度)では、具体的な目標を健康局長通知で示していたが、目標の実効性を高めるため、大臣告示に具体的な目標を明記。

健康の増進に関する基本的な方向

53項目(再掲除く)の目標を設定

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

- ・生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。
- ・国は、生活習慣病の総合的な推進を図り、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)

- ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPDに対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進。
- ・国は、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- ・自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」を推進。
- ・国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援等を推進。

④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

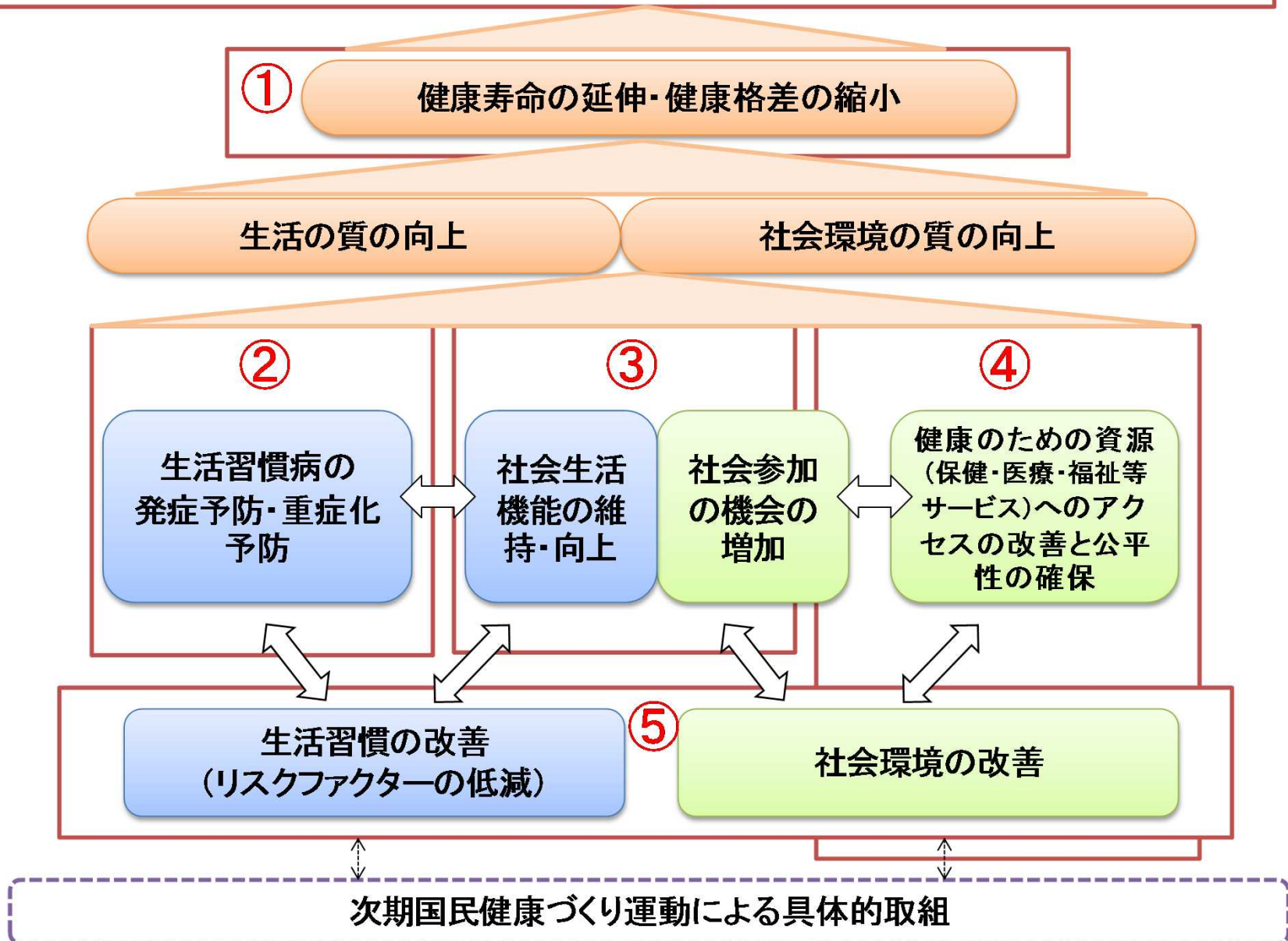
- ・時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備。
- ・国は、健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に対する情報提供や、当該取組の評価等を推進。

⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

- ・上記を実現するため、各生活習慣を改善するとともに、国は、対象者ごとの特性、健康課題等を十分に把握。

健康日本21（第二次）の概念図

全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

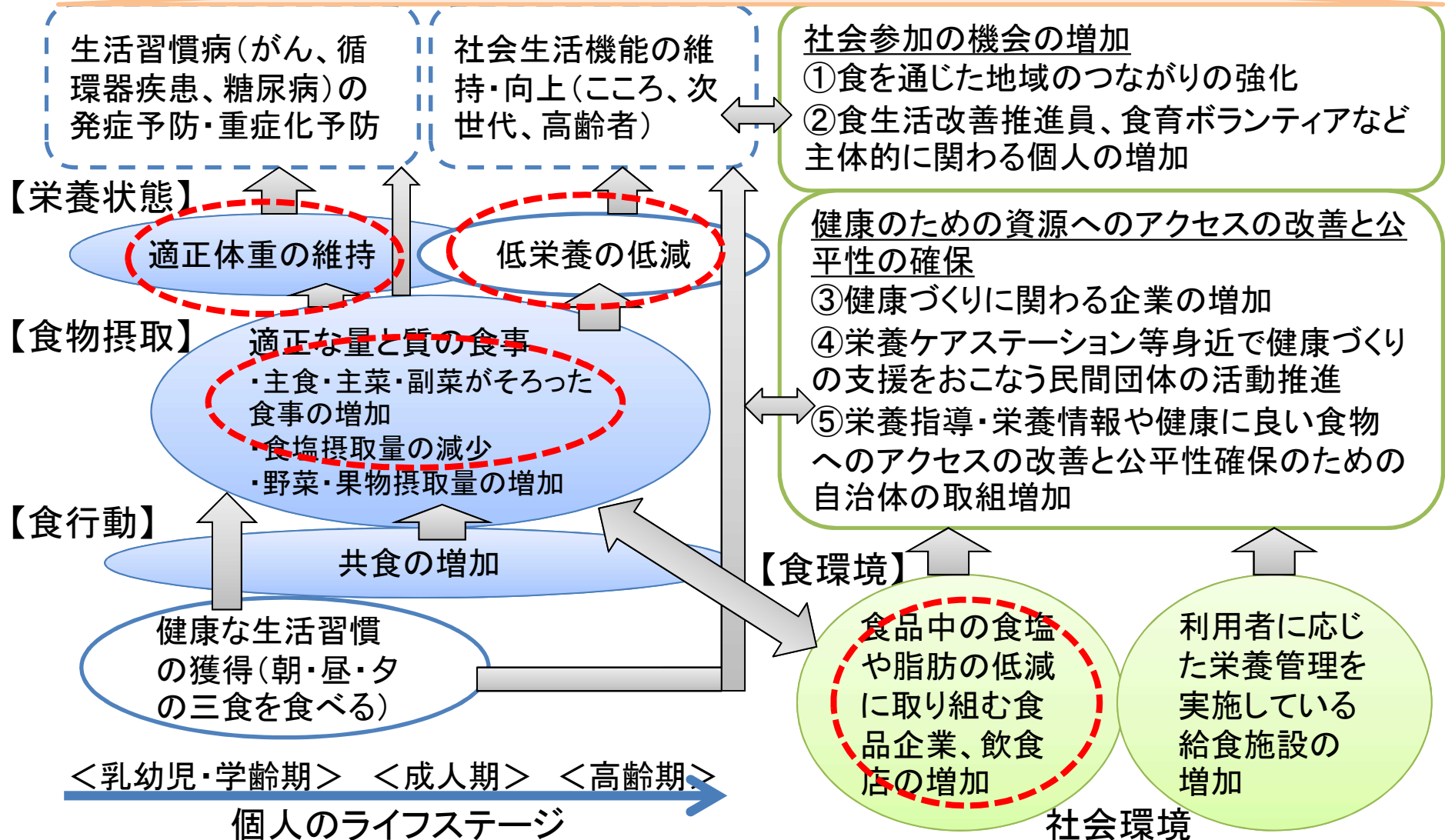


栄養・食生活の目標設定の考え方

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

生活の質の向上

社会環境の質の向上



「第3次食育推進基本計画」の位置づけと概要

食育基本法

(平成17年法律第63号(議員立法))

目的：食育に関する施策の総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与

食育推進会議

(基本法第26条)

会長：農林水産大臣

委員：農林水産大臣の申出により
内閣総理大臣が指定する国務大臣及び農林水産大臣が任命する民間有識者

食育推進評価専門委員会

(食育推進会議会長決定)

構成員

食育推進会議の民間有識者委員
同会議の専門委員

食育推進基本計画

(基本法第16条)

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的な事項を定めるもの。

第3次食育推進基本計画(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月18日 食育推進会議決定

はじめに

1. 食をめぐる現状
2. これまでの取組と今後の展開

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. **重点課題**
2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方
2. 食育の推進に当たっての**目標**

第3 食育の総合的な促進に関する事項 **具体的な施策**

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

※それぞれの事項について、以下の項目を記述。

- (1) 現状と今後の方向性、
- (2) 取り組むべき施策

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協働の強化
2. 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進
3. 積極的な情報提供と意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

第3次食育推進基本計画の重点課題

これまでの取組 第2次食育推進基本計画(平成23年～27年)に基づく取組として、家庭、学校等、地域において食育を推進

食をめぐる状況 の変化

- ①若い世代の食育の実践に関する改善、充実の必要性
- ②世帯構造の変化
- ③貧困の状況にある子供に対する支援の推進
- ④新たな成長戦略における「健康寿命の延伸」のテーマ化
- ⑤食品ロスの削減を目指した国民運動の開始
- ⑥「和食」のユネスコ無形文化遺産への登録決定
- ⑦市町村の食育推進計画作成率に関する課題

重点課題

<1>若い世代を中心とした食育の推進

➤若い世代自身が取り組む食育の推進、次世代に伝えつなげる食育の推進

<2>多様な暮らしに対応した食育の推進(新)

➤様々な家族の状況や生活の多様化に対応し、子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるような食体験や共食の機会の提供

<3>健康寿命の延伸につながる食育の推進

➤健康づくりや生活習慣病の予防のための減塩等及びメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防などの推進

<4>食の循環や環境を意識した食育の推進(新)

➤食の生産から消費までの食の循環の理解、食品ロスの削減等 の推進

<5>食文化の継承に向けた食育の推進(新)

➤和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など伝統的な食文化への理解等の推進

取組の視点

- ①子供から高齢者まで、生涯を通じた取組を推進
- ②国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなどが主体的かつ多様に連携・協働しながら取組を推進

「第3次食育推進基本計画」目標

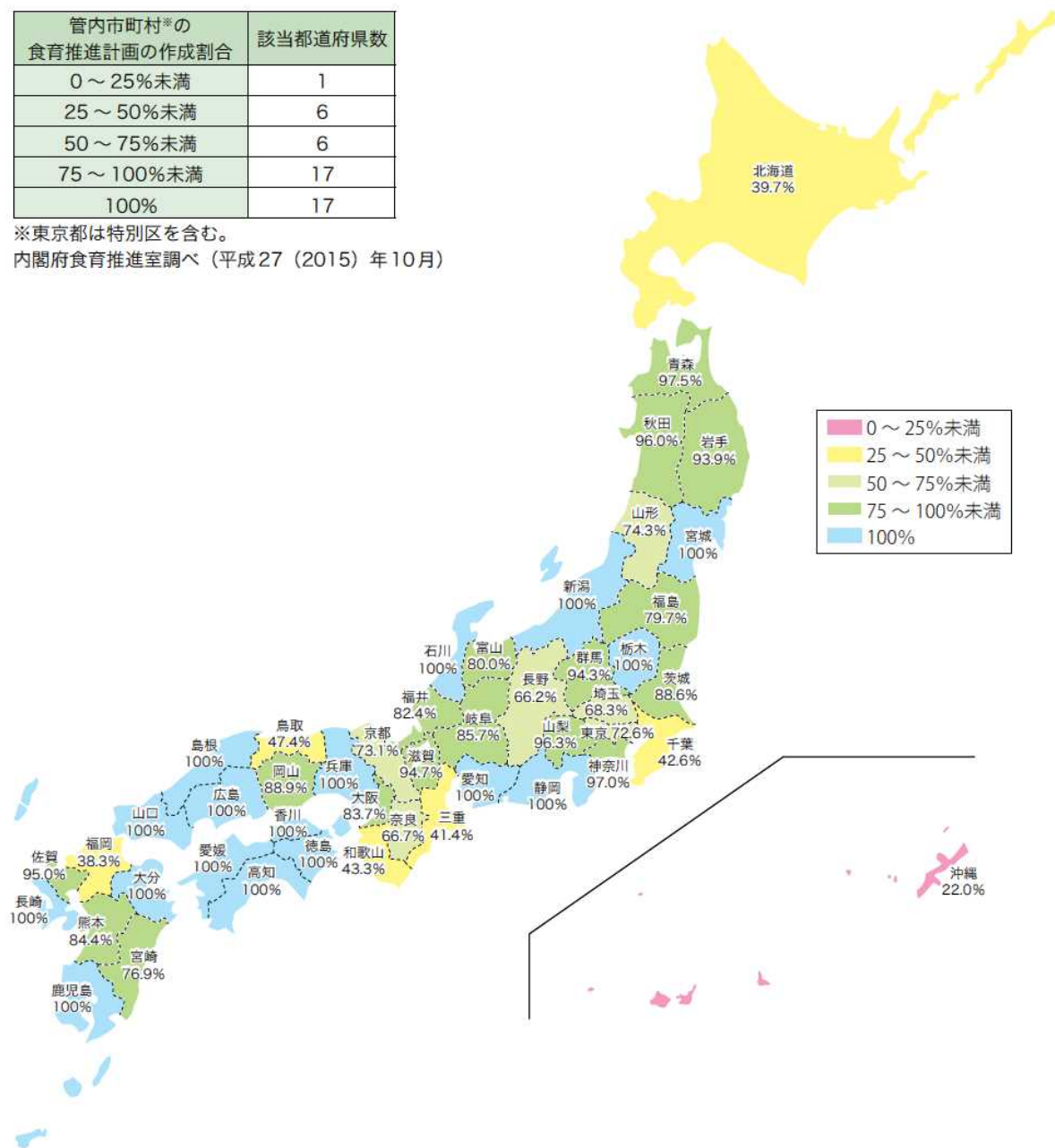
目標			目標		
具体的な目標値	現状値 (27年度)	目標値 (32年度)	具体的な目標値	現状値 (27年度)	目標値 (32年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす			9 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす		
① 食育に関心を持っている国民の割合	75.0%	90%以上	⑬ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%	55%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			10 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす		
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.7回	週11回以上	⑭ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人 (26年度)	37万人以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			11 農林漁業体験を経験した国民を増やす		
③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6%	70%以上	⑮ 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	36.2%	40%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす			12 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす		
④ 朝食を欠食する子供の割合	4.4%	0%	⑯ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4% (26年度)	80%以上
⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%	15%以下	13 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす		
5 中学校における学校給食の実施率を上げる			⑰ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6%	50%以上
⑥ 中学校における学校給食実施率	87.5% (26年度)	90%以上	⑱ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	60%以上
6 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす			14 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす		
⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合	26.9% (26年度)	30%以上	⑲ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0%	80%以上
⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合	77.3% (26年度)	80%以上	⑳ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	65%以上
栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			5 推進計画を作成・実施している市町村を増やす		
⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7%	70%以上	㉑ 推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	100%
⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	55%以上			
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす					
⑪ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%	75%以上			
⑫ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社 (26年度)	100社以上			

都道府県別 管内市町村の食育推進計画作成状況

管内市町村*の 食育推進計画の作成割合	該当都道府県数
0～25%未満	1
25～50%未満	6
50～75%未満	6
75～100%未満	17
100%	17

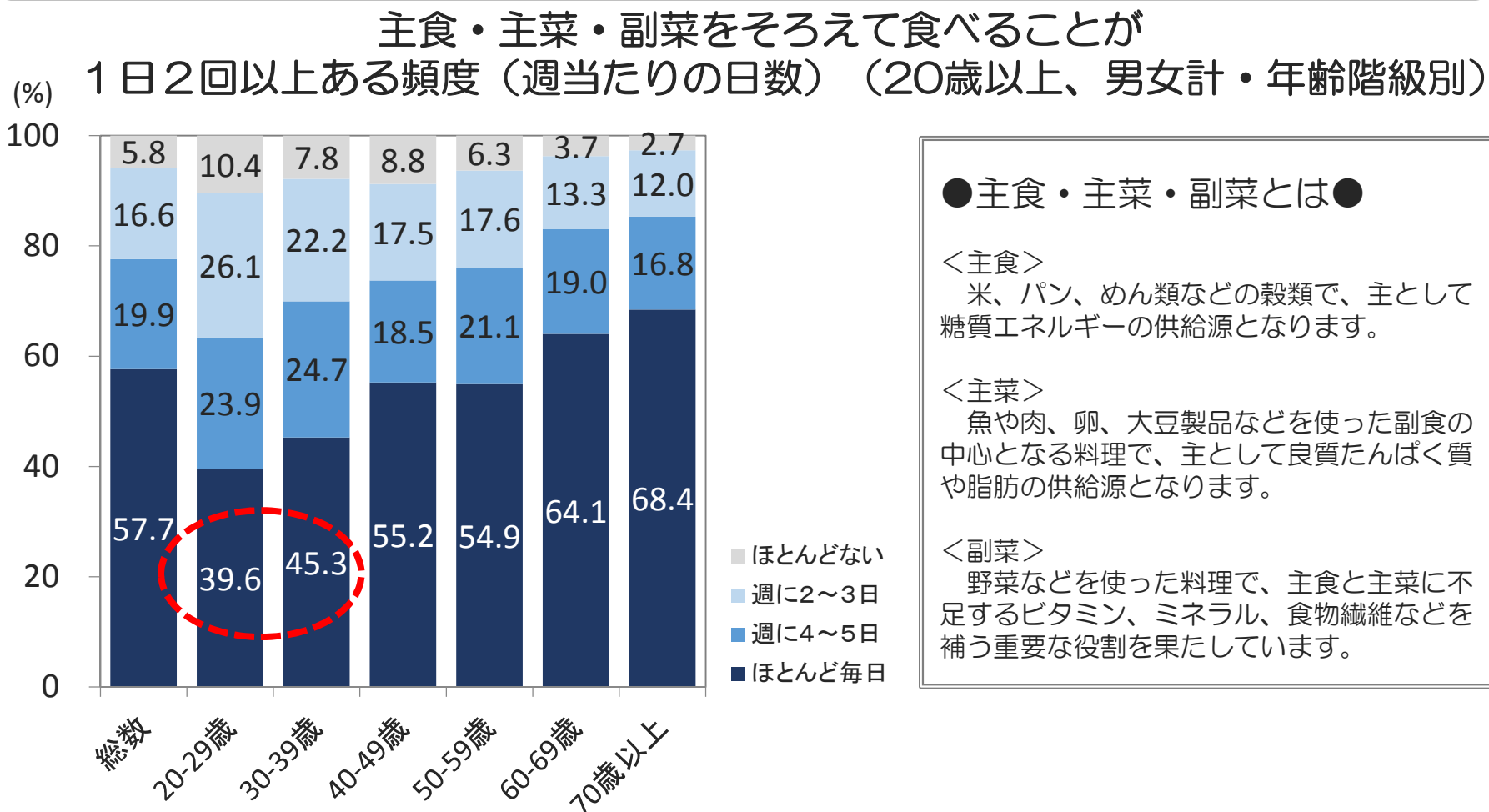
※東京都は特別区を含む。

内閣府食育推進室調べ（平成27（2015）年10月）



□栄養バランスに配慮した食生活の実践

- 1日に主食・主菜・副菜がそろった食事を2食以上とっている人の割合は57.7%。
- 20歳代では39.6%、30歳代では45.3%と低く、若い世代を中心にバランスのとれた食事がとりにくくなっている状況がみられる。

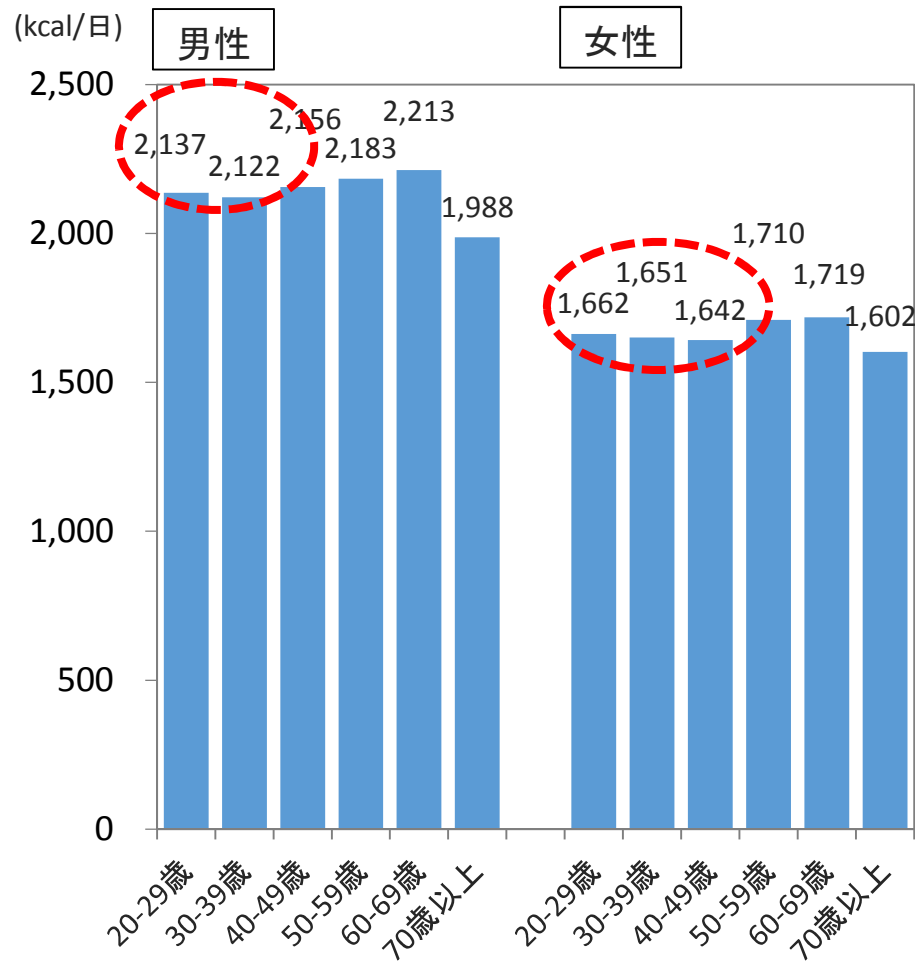


資料：内閣府「食育に関する意識調査（平成27年10月）」

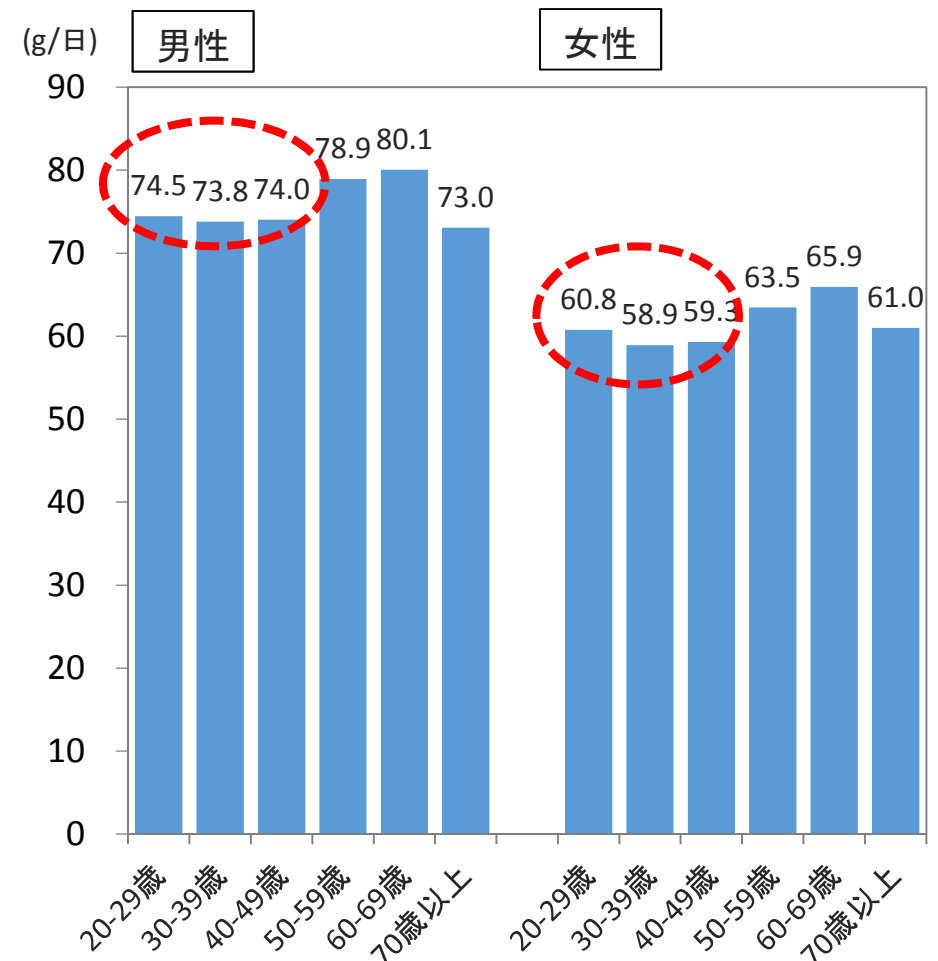
若い世代への主食・主菜・副菜をそろえて食べることのアプローチが必要

- エネルギーやたんぱく質摂取量は、男女とも60歳代が最も多い。

エネルギー摂取量
(20歳以上、性・年齢階級別)



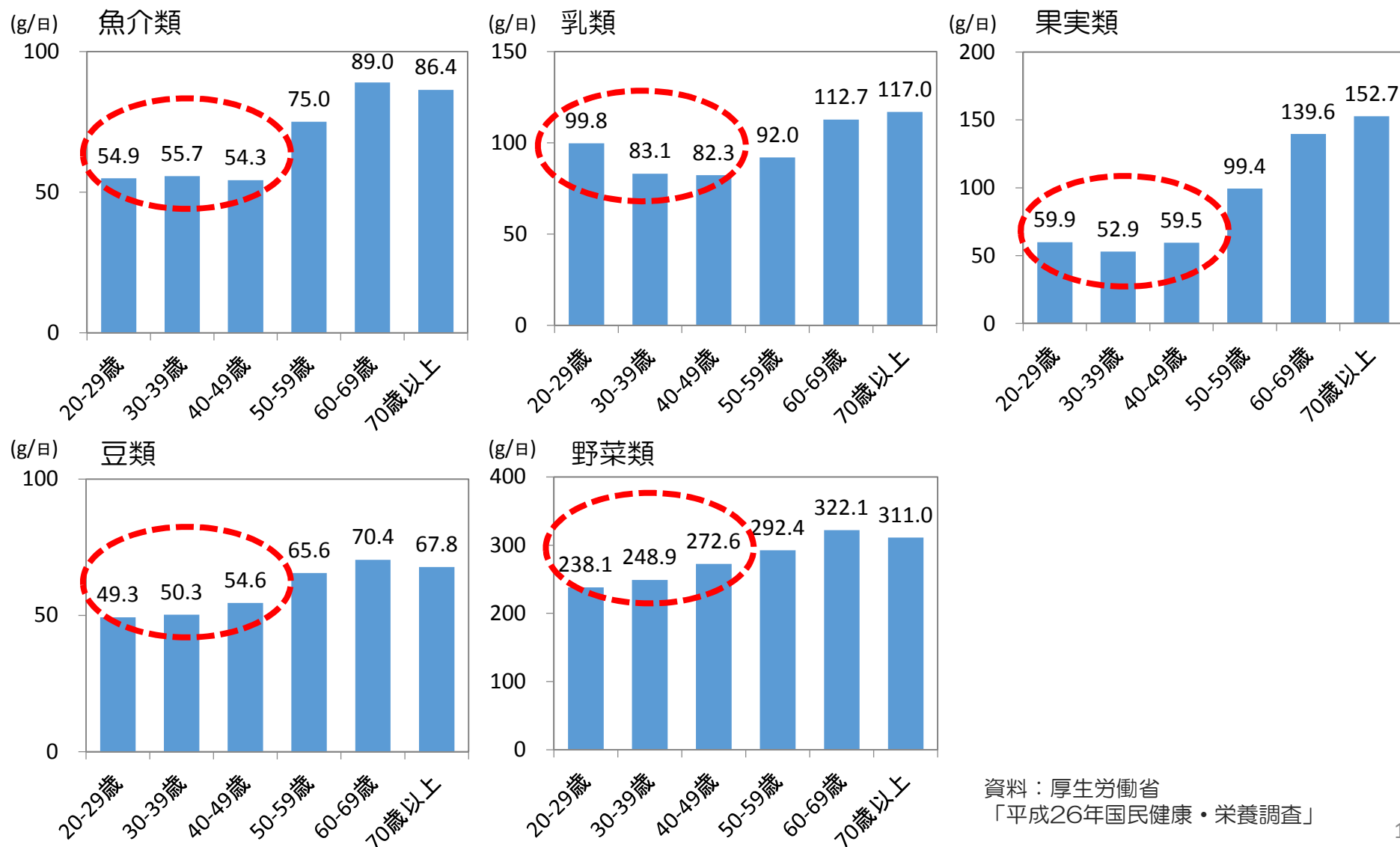
たんぱく質摂取量
(20歳以上、性・年齢階級別)



資料：厚生労働省「平成26年国民健康・栄養調査」

- 魚介類、豆類、乳類、野菜類、果実類といった食品群の摂取量は、60歳以上の世代に比べ、若年世代では少ない。

主要な食品群別摂取量（20歳以上、男女計・年齢階級別）



資料：厚生労働省
「平成26年国民健康・栄養調査」

平成28年度食生活改善普及運動(予定)

健康日本21(第二次)の目標項目のうち、
目標達成に向けて取組の強化が必要な項目

- 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が
1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加
- 野菜摂取量の増加
- 食塩摂取量の減少

基本テーマ

●「食事をおいしく、バランスよく」

基本テーマに加えて、

●「野菜摂取量の増加」

●「食塩摂取量の減少」

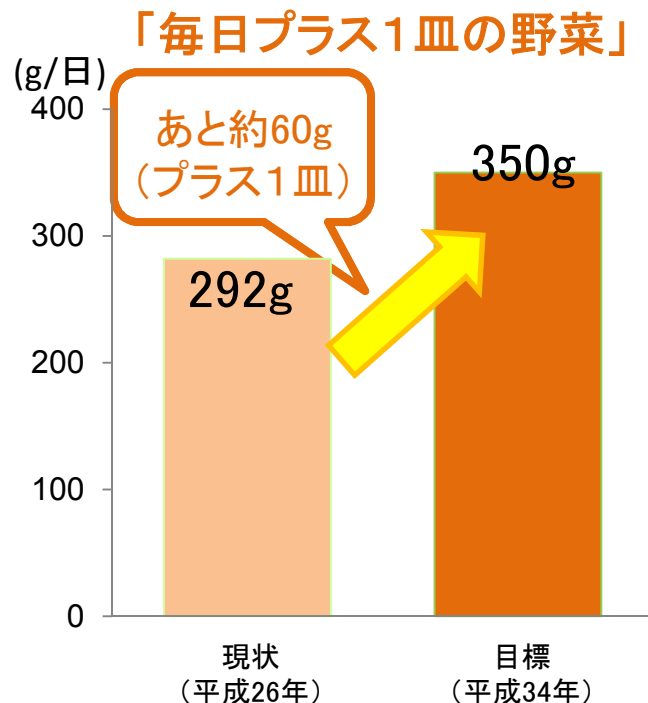
に焦点を当てた取組

＜啓発用チラシ＞

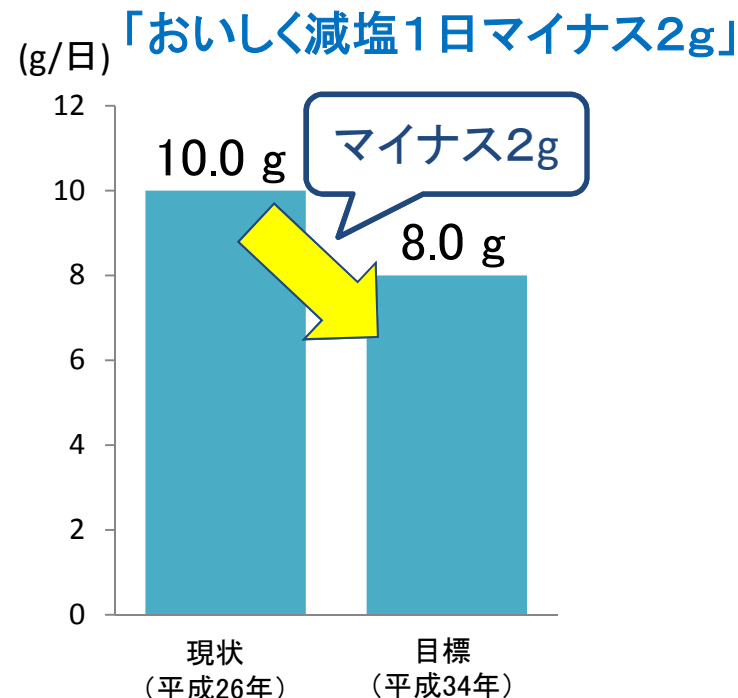


※「食事をおいしく、バランスよく」をテーマにしたポスターについては、8月中旬頃を目処に送付予定
「食事をおいしく、バランスよく」のチラシ(A4版)については、POP類と同様にホームページ上に掲載予定

平成28年度食生活改善普及運動(予定)



「健康日本21(第二次)」における野菜摂取量の現状と目標



「健康日本21(第二次)」における食塩摂取量の現状と目標

【実施方法】

<厚生労働省>

○「食事をおいしく、バランスよく」をキーワードに、小売店における売り場や飲食店等で活用可能な野菜摂取量の増加及び食塩摂取量の減少に関するPOP類及び活用方法のリーフレットについて、「スマート・ライフ・プロジェクト」のHP上※からダウンロード・印刷できるように準備を行う。

○準備が出来次第、各自治体及び主要事業者団体等とその旨を周知

<各自治体>

○管内の関係団体、小売店及び飲食店等に対し、上記POP類等の活用を柱とした取組を呼びかけ

【昨年度の実施例】

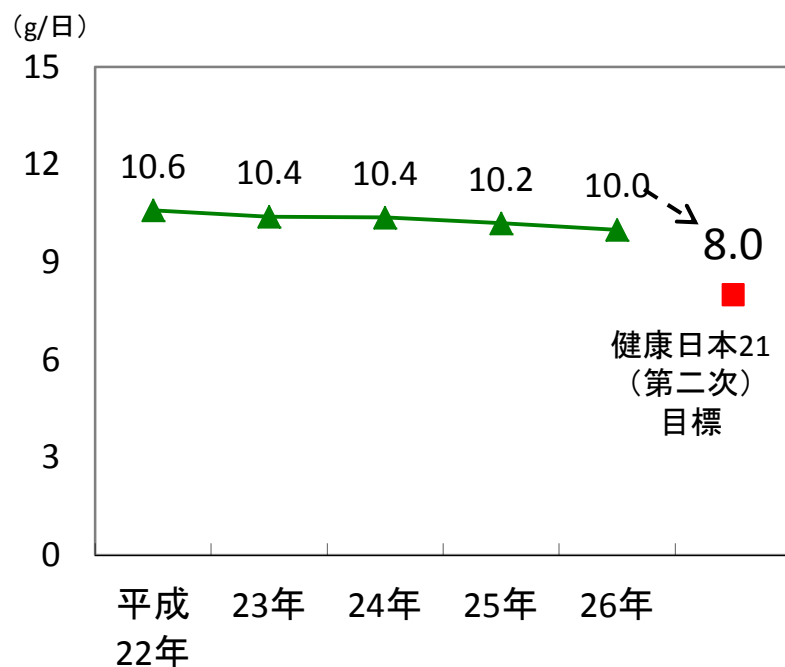


□減塩等の推進

スマート・ライフ・プロジェクトにおける減塩の取組

○減塩に取り組む食品企業を増やし、「おいしく減塩」を推進

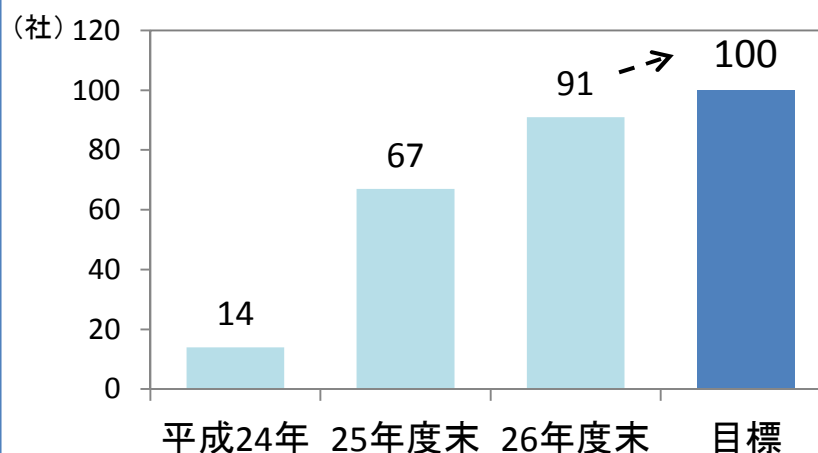
食塩摂取量の現状と目標



出典: 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

スマート・ライフ・プロジェクトに参画する食品企業数の増加の促進

食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業数の推移



「食塩または脂肪の含有量の低減を行っている」企業の登録については、食塩や脂肪の含有量について従来品と比べ10%以上の低減を行っていることを要件とする事を周知し、本年度から新たな要件での登録を開始予定。

第1回
健康寿命をのばそう！
アワード2012

健康寿命をのばそう！
Smart Life Project



健康寿命をのばそう! アワード
受賞プロジェクト事例の紹介より



プロジェクト 水産練り製品における美味しい減塩
商品の開発と積極的販売活動の推進

受賞者 一正蒲鉾株式会社

所在地 〒950-8735 新潟県新潟市東区津島屋 7-77

URL <http://www.ichimasa.co.jp>

電話 025-270-7111

E-mail ichimasa@oden.ne.jp

【取組・事業の概要と特徴】

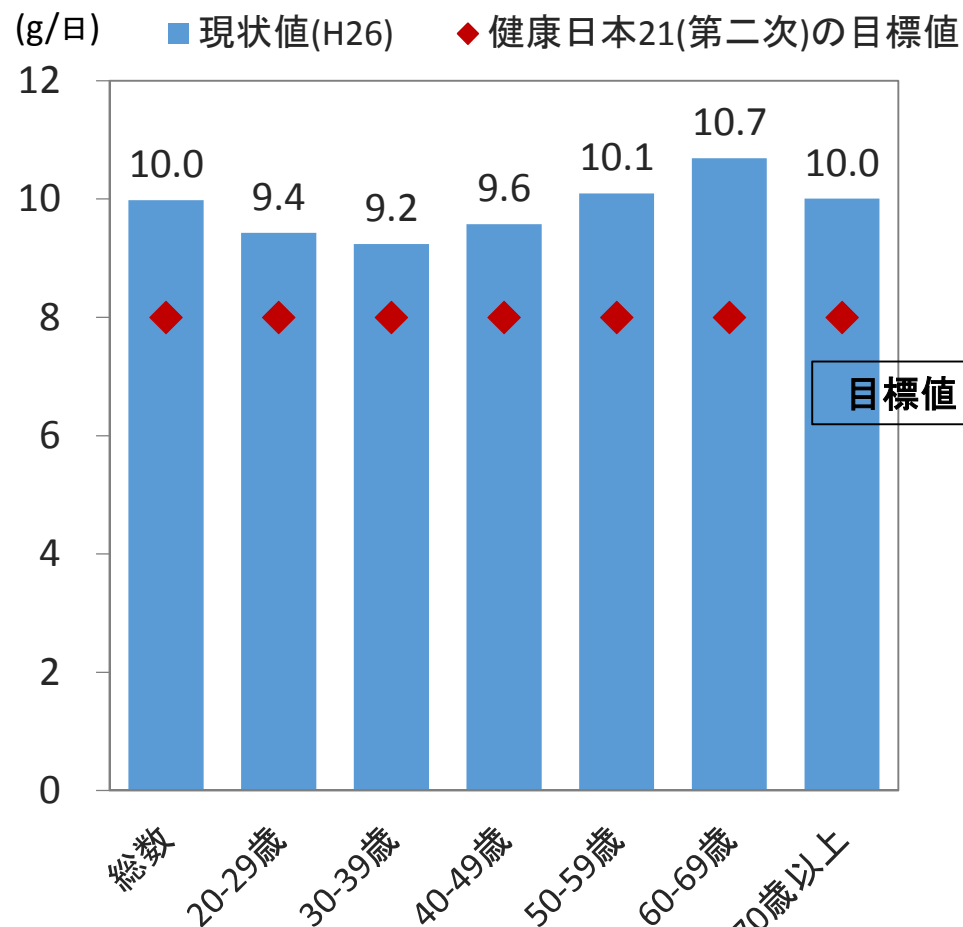
主力商品の塩分カットで減塩の普及促進

一正蒲鉾株式会社では、水産練り製品の主力アイテムに美味しい減塩配合を組み込み、日本食品標準成分表2010の数値に対し塩分カット率20～50%を実現。業界No.1の売り上げのカニ風味かまぼこ・サラダスティックの塩分40%カットを実現。さらにさつま揚げ、まめかま、鯛入り太竹輪といった主力商品や人気商品の塩分カットを実行するとともに、これら減塩商品の季節に合わせた料理メニュー提案を積極的に展開。今後は商品の更なる減塩化と普及促進に努め、また揚げ物関連の脂質減の研究開発などを通して、広く消費者の健康増進や生活習慣病予防への貢献を目指している。



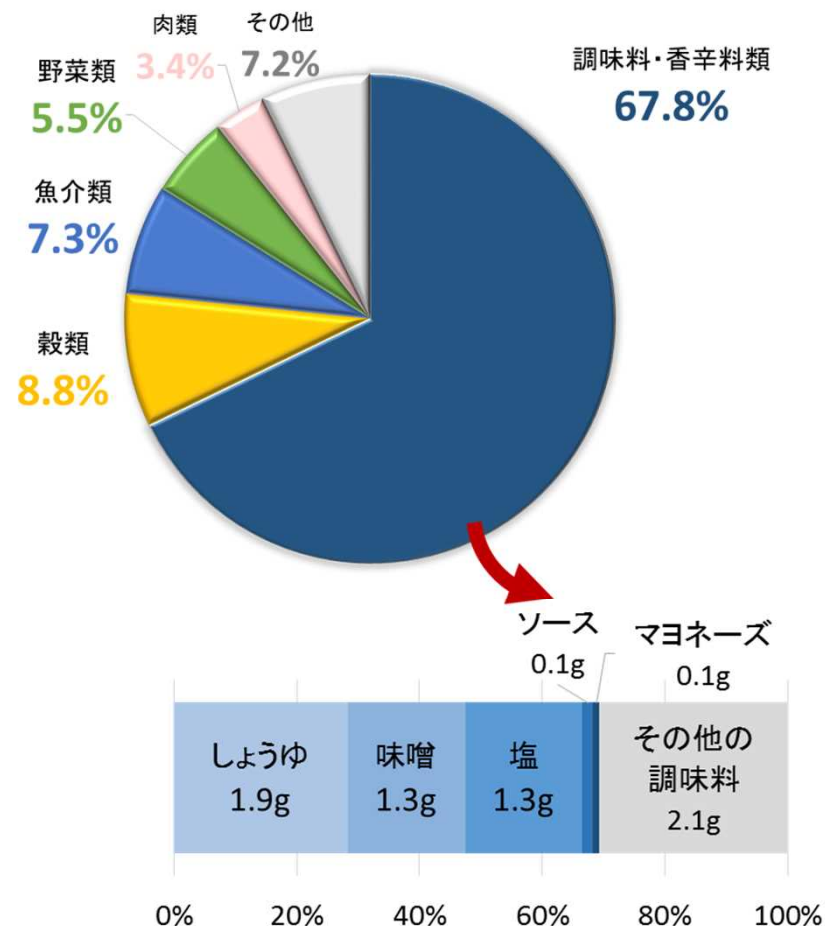
- 食塩摂取量は10.0 gであり、依然として過剰摂取の状況。
- 食塩を多く含む食品や料理を控えるなど、食塩の摂取量を減らすことが重要。

食塩摂取量の状況
(20歳以上、男女計・年齢階級別)



資料：厚生労働省「平成26年国民健康・栄養調査」、
「日本人の食事摂取基準（2015年版）策定検討会報告書」

食塩の供給源（20歳以上、男女計）



資料：厚生労働省「平成26年国民健康・栄養調査」

企業との協働を積極的に推進することが必要

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)における高齢者のフレイル対策

介護離職
ゼロの実現

安心した生活(高齢者に対するフレイル(虚弱)予防・対策)

⑥ 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組(その2)

【国民生活における課題】

現役時代からの予防・健康づくりの取組や、高齢者のフレイル(虚弱)状態へのケアがこれまで必ずしも十分ではなく、健康寿命と平均寿命に乖離が大きい。

・健康寿命 男性71.19歳、女性74.21歳(2013年)

・メタボ人口 1,400万人(2008年度)

・健診受診率(40～74歳、特定健診含む) 66.2%(2013年)

・要介護認定率 17.8%(2013年度)

【具体的な施策】

- ・高齢者のフレイル(虚弱)段階での進行防止(フレイル対策)のため、地域における介護予防の取組を推進するとともに、専門職による栄養、口腔、服薬などの支援を実施する(2016年度より)。また、フレイルの前段階(プレフレイル)からの予防対策として、虚弱な高齢者でも容易に参加できる、身近な場での住民主体による運動活動や会食その他の多様な社会参加の機会を拡大する。あわせて、後期高齢者医療における保健事業の在り方を検討し、事業の効果検証を行った上でガイドラインを作成し、2018年度からフレイル対策の全国展開を図る。
- ・新しい運動・スポーツの開発・普及等や職域における身近な運動を推奨することで、取り組みやすい健康増進活動を普及するとともに、介護予防の現場などで高齢者の自立への動機付けを高めることのできる、運動・スポーツを取り入れた介護予防のプログラムの充実に取り組む。あわせて、老化メカニズムの解明等を進める。
- ・自らの介護予防活動に取り組む高齢者へのインセンティブを付与する仕組みを設ける等、高齢者の介護予防活動を更に推進する。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019に向け、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化するとともに、高齢者が外出し活躍しやすいユニバーサルデザインの社会づくりを推進する。
- ・配食を利用する高齢者等が適切な栄養管理を行えるよう、事業者向けのガイドラインを作成し、2017年度からそれに即した配食の普及を図る。
- ・生涯活躍のまちについて、事業の具体化のためのマニュアル等を作成するほか自治体における取組を支援し、地域の特色を活かした展開を図る。

施策	年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以降	指標
フレイル対策			・モデル事業の実施 ・効果的な事業の検証・検討 ・ガイドラインの策定	全国展開（効果の検証等を行い、必要に応じてガイドライン等を見直し、全国展開）										・生涯を過ごした年齢により、平均寿命を上回る健康寿命の延伸を図る。2025年までに健康寿命を2歳以上延伸 (2010年) 男性70.42歳 女性73.62歳 (2013年) 男性71.19歳 女性74.21歳
市町村の 効果的な 介護予防等の 取組の横展開			「介護予防活動普及展開事業」 の普及推進 ガイドライン 案の作成・ 配布・研修会	必要に応じ、繰り返し好事例を取捨選択し、ガイドラインや研修カリキュラムを見直し、全国展開 ・ガイドライン案等の 改訂・全国配布 ・モデル都道府県における 成功事例の創出										・2025年までに メタボ人口（特定保健 指導の対象者をいう） を2008年度1579万人 (2008年度) 1400万人
生涯活躍の まちの推進		・地域再生法改正法 による制度化 ・事業の具体化に向けた マニュアルの 作成等	「生涯活躍のまち」構想に関する取組の 普及・横展開 2019年度時点で基本目標やその他のKPIの達成状況を検証し、2020年度以降進める べき政策パッケージを新たな総合戦略にまとめ、それに基づいて施策を展開 地方公共団体による計画作成と事業の展開										・2025年までに 健診受診率（40～74 歳）を60％ （特定健診含む） (2013年) 66.2%	

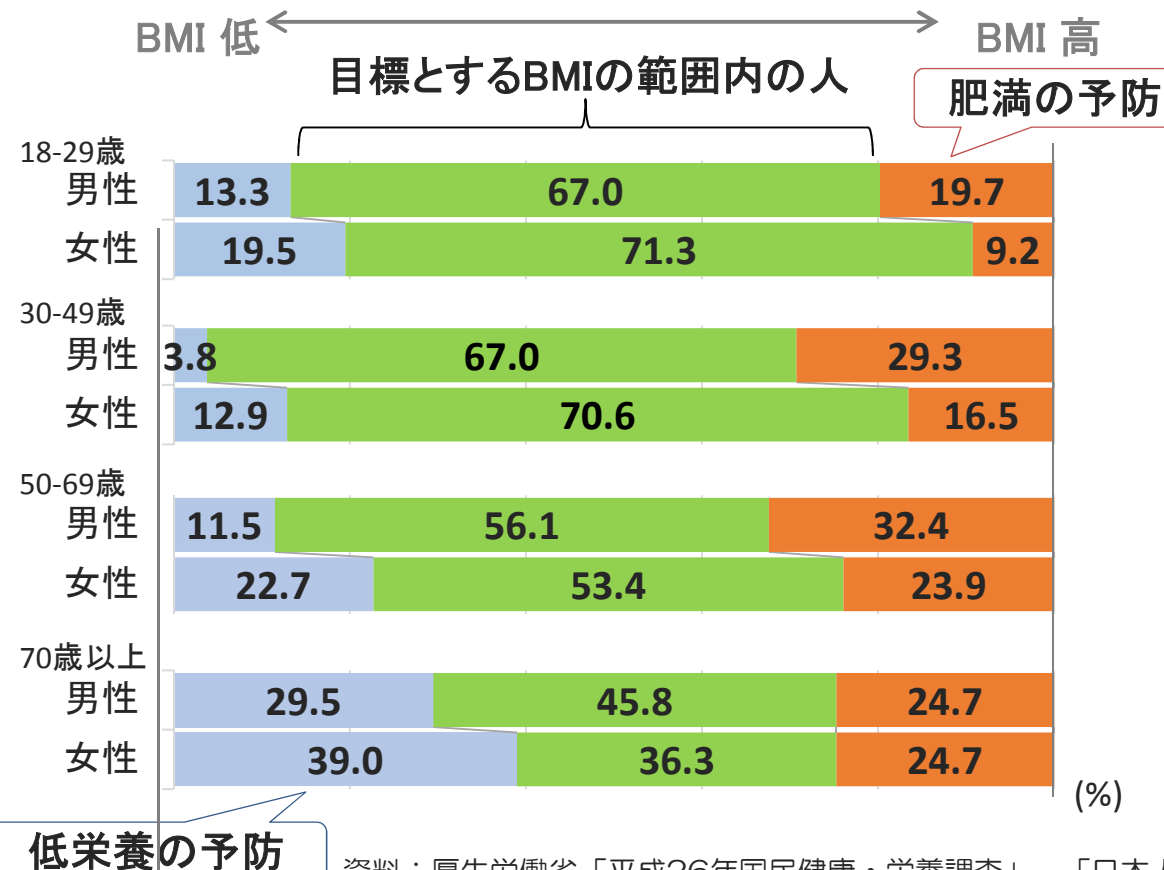
□適正体重の維持

- 肥満者（BMI25.0以上）の割合は、30～60歳代男性で約30%みられる。
- やせの者（BMI18.5未満）の割合は、若年女性で19.5%みられる。
- 特に高齢者では、低栄養の予防が重要。

BMI※の分布

※BMI＝〔体重（kg）÷（身長（m））²〕

－ 日本人の食事摂取基準（2015年版）で目標とするBMIの範囲に対応した割合 －



目標とするBMIの範囲(18歳以上)^{1, 2}

年齢(歳)	目標とするBMI (kg/m ²)
18～49	18.5～24.9
50～69	20.0～24.9
70以上	21.5～24.9 ³

¹ 男女共通。あくまでも参考として使用すべきである。

² 観察疫学研究において報告された総死亡率が最も低かったBMIを基に、疾患別の発症率とBMIとの関連、死因とBMIとの関連、日本人のBMIの実態に配慮し、総合的に判断し目標とする範囲を設定。

³ 70歳以上では、総死亡率が最も低かったBMIと実態との乖離が見られるため、虚弱の予防及び生活習慣病の予防の両者に配慮する必要があることも踏まえ、当面目標とするBMIの範囲を21.5～24.9 kg/m²とした。

(%)

資料：厚生労働省「平成26年国民健康・栄養調査」、 「日本人の食事摂取基準（2015年版）策定検討会報告書」

高齢者の低栄養へのアプローチも重要

Ⅲ 重点改革事項① 保険者が本来の機能を発揮し、国民が自ら取り組む健康社会の実現

○現役世代からの健康づくりの推進

(1)生活習慣病予防対策(一次予防)

- ・特定健診・特定保健指導の受診率向上に向けた取組を推進し、メタボリックシンドローム該当者の減少や糖尿病有病者の増加を抑制
- ・医療機関における禁煙支援・禁煙治療や健診・保健指導における禁煙支援を一層推進、たばこ税の引上げなど

(2)生活習慣病の重症化予防対策(二次予防)

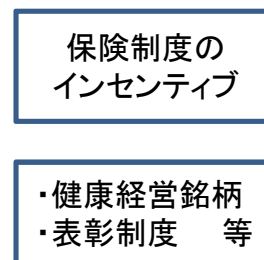
- ・データ分析に基づく、医療機関と連携した糖尿病性腎症の重症化予防(効果額:約0.2兆円)、脳卒中・心筋梗塞の再発予防など(参考資料P15「糖尿病重症化予防事業(協会けんぽの例)」、P16「広島県呉市国保の事例」参照)

インセンティブ改革(制度改革を活用・前倒し実施)

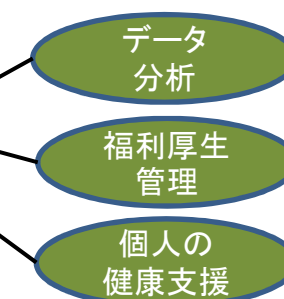
- ・個人の予防・健康づくりに向けた取組に応じてヘルスケアポイントを付与[平成27(2015)年度にガイドライン策定・周知]
- ・予防・健康づくりなど医療費適正化に積極的に取り組む保険者を支援
[平成27(2015)年度から後発医薬品の使用促進・重症化予防など、後期高齢者支援金の加減算制度の新たな指標等を検討]

※データヘルスの実効性を高める保険者規模を確保する取組(参考資料P12「ドイツと日本の保険者」参照)や、保険者におけるレセプトデータ等を活用した重複受診等を防止するための保健指導等も併せて推進

【インセンティブ改革】



【関連産業の振興】



【保険者の強化】

○高齢期の疾病予防・介護予防等の推進

・高齢者の虚弱(「フレイル」)に対する総合対策

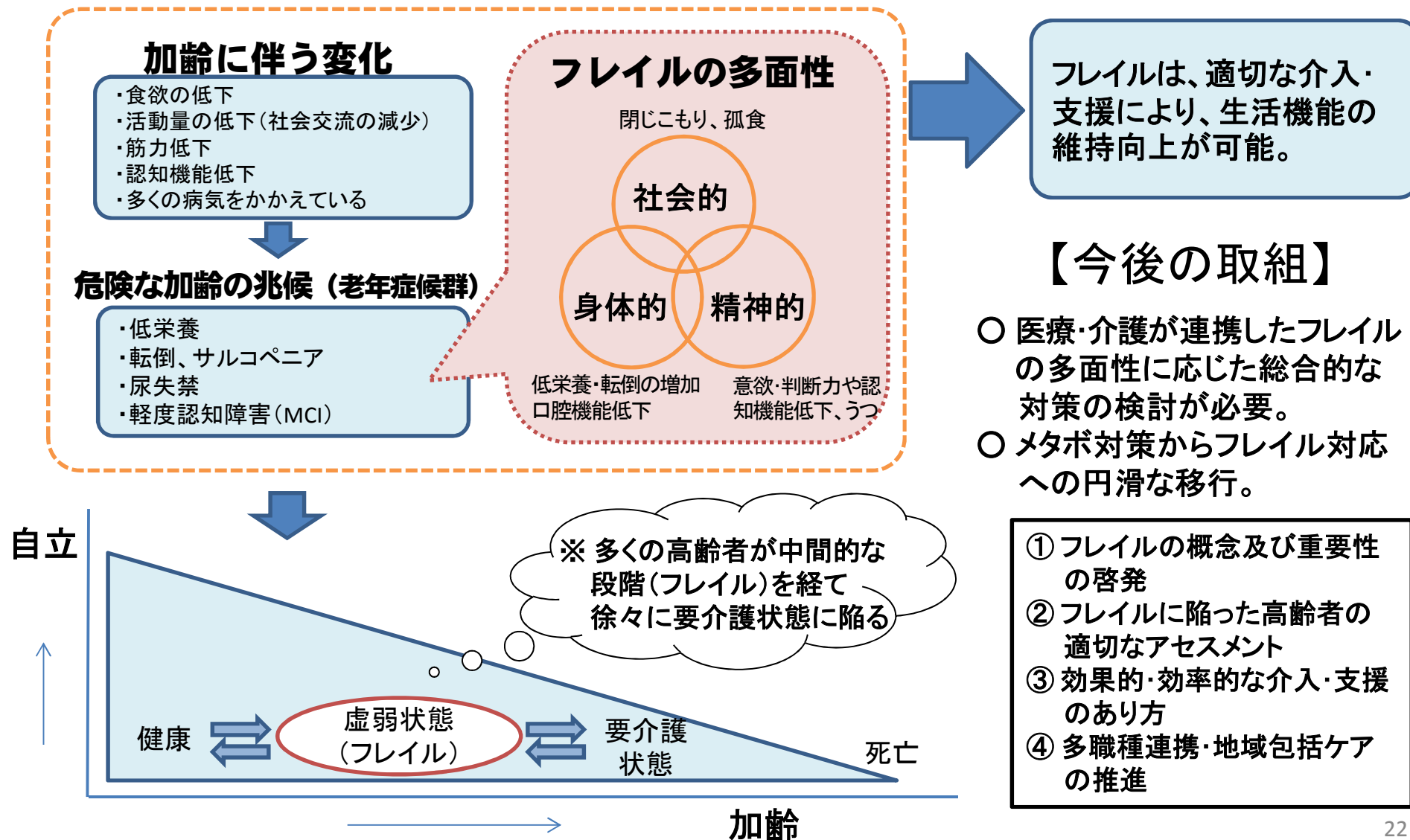
[平成28(2016)年度、栄養指導等のモデル事業を実施。食の支援等、順次拡大]

- ・「見える化」等による介護予防等の更なる促進
- ・高齢者の肺炎予防の推進(効果額:約0.1兆円)
- ・認知症総合戦略(新オレンジプラン)の推進

他にも、個別疾患対策による重症化予防も実施(例)
・C型肝炎に対する医療費助成を通じた重症化予防(効果額:約0.1兆円)

高齢者の虚弱(「フレイル」)について

「フレイル」とは 加齢とともに、心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。

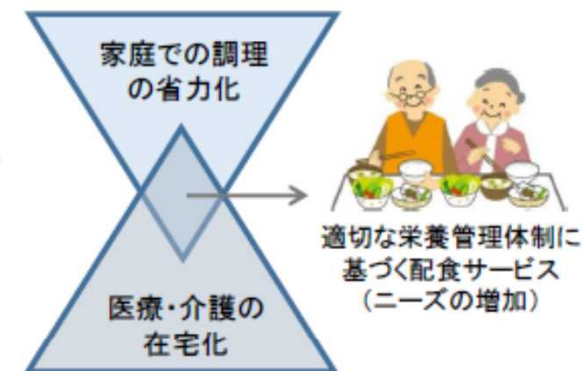
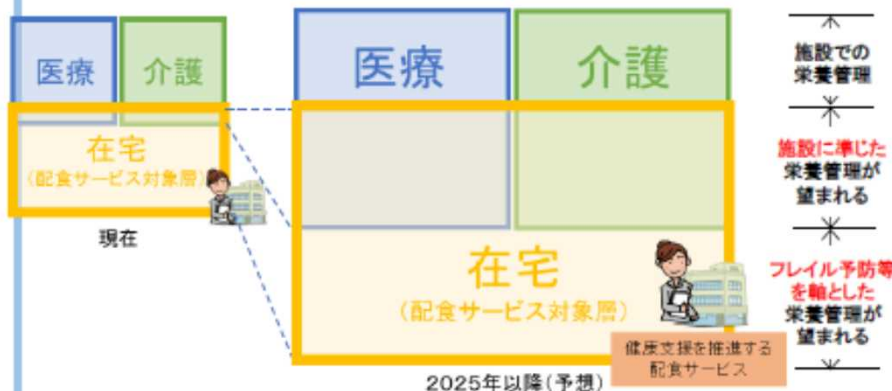


地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理の在り方について

現状

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療・介護機関と在宅を切れ目なくつなぐ、適切な栄養管理を可能とする食環境整備が必要
- 在宅介護サービス利用者の約4割が、食事(内容、準備等)について心配や困っていることがあると回答
(出典)平成24～26年度厚生労働科学研究費補助金長寿科学総合研究事業「地域・在宅高齢者における摂食嚥下・栄養障害に関する研究―特にそれが及ぼす在宅療養の非継続性と地域における介入・システム構築に向けて」
- 今後食事の用意ができなくなってしまう場合に、55歳以上の者が最も希望するサービスは「民間の配食サービス」(34%)であり、次いで「公的な配食サービス」(29%)、「食材の宅配サービス」(20%)等の順であった。(出典)内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」(平成24年度)
- このような中、栄養管理面を訴求した配食産業※のさらなる普及が見込まれる。

※ 2014年度の在宅配食サービス市場規模：1,050億円(民間調査) [事業者数・団体数は不明]



配食事業者側

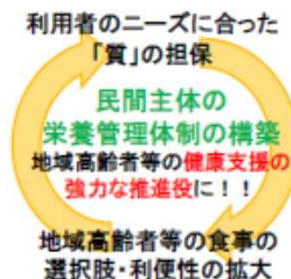
- 管理栄養士等の未配置事業者の約半数で、栄養計算が行われていない状況
- 管理栄養士等の未配置事業者のうち、少なくとも3割程度で治療食を提供
- 管理栄養士等の配置事業者でも、申込み時に利用者の疾患、食事療法、健康・栄養状態を把握しているのは半数以下と低率
(出典)平成24年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「地域高齢者の食生活支援の質及び体制に関する調査研究事業」
- 配食事業者の一部からは、栄養管理体制等のルールの策定を望む声も※

※ 経済産業省 次世代ヘルスケア産業協議会事業環境WG(第1回)(平成26年2月7日) 新井広明委員(日清医療食品株式会社在宅配食サービス部長)提出資料に関連記載

今後考えられる論点

地域高齢者等の健康づくり支援の観点から、配食の利用を通じて自主的かつ適切に栄養管理を行えるようにするには、**利用者のニーズに合った「質」の担保**が重要

⇒ **配食事業者における栄養管理体制等の在り方について整理が必要ではないか**
(整理に当たっては、事業者規模等に応じ配食事業を多彩に展開できるよう、事業者の実行可能性も十分考慮)

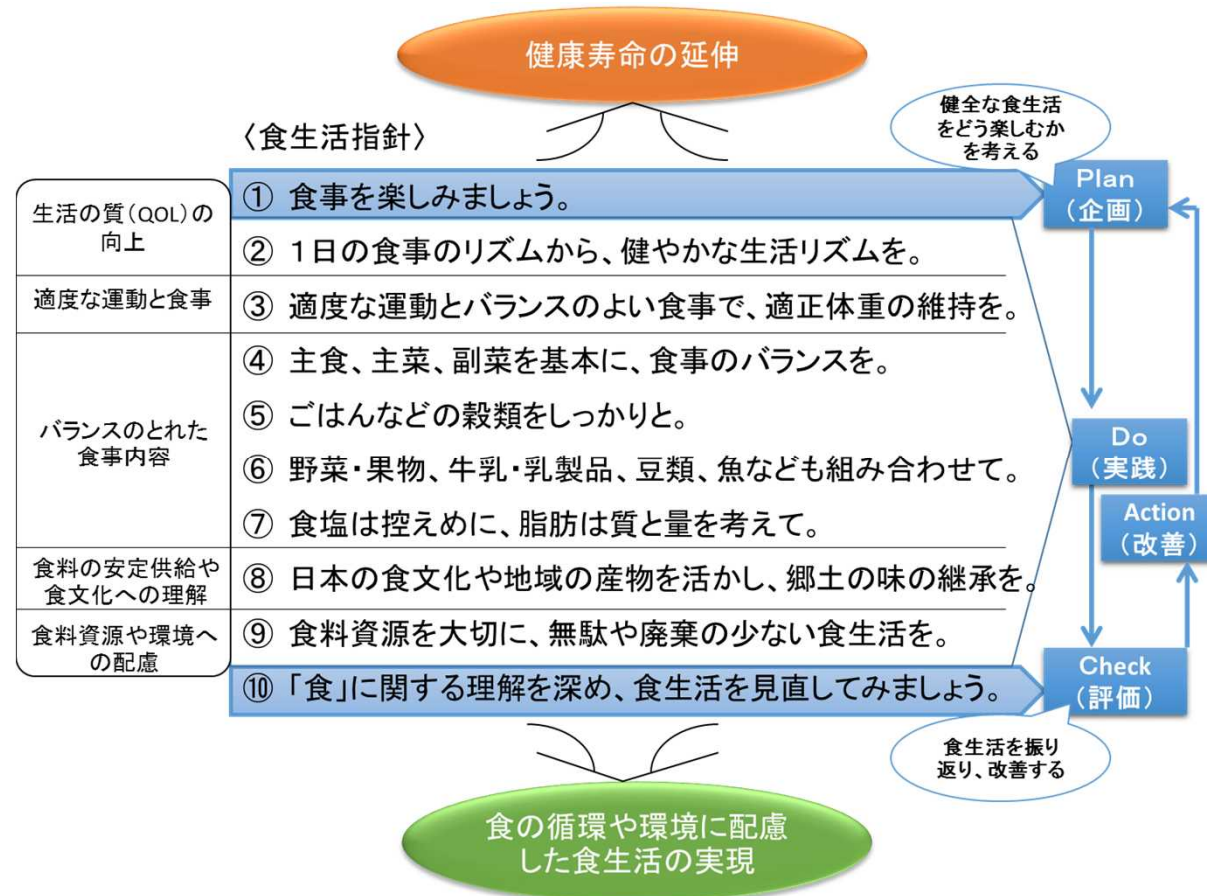


高齢者をターゲットに企業との協働でアプローチする

食生活指針の改定について①

- 「食生活指針」は、平成12年3月の策定から16年が経過し、この間に食育基本法が制定され、食育基本法に基づく第3次食育推進基本計画が作成される等したことを踏まえ、平成28年6月に、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省が3省連携して「食生活指針」の改定を行い、併せて「食生活指針の解説要領」を作成した。

食生活指針全体の構成



食生活指針の改定について②

< 食生活指針 >

- ①食事を楽しみましょう。
- ②1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。
- ③適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。
- ④主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。
- ⑤ごはんなどの穀類をしっかりと。
- ⑥野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。
- ⑦食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。
- ⑧日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。
- ⑨食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。
- ⑩「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみましょう。

健康寿命の延伸

食育のさらなる推進に向けた循環（例）

